

○白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱

平成29年9月1日

訓令甲第40号

改正 令和3年4月1日訓令甲第16号

令和4年4月1日訓令甲第15号

令和4年6月27日訓令甲第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内外の多くの賛同者の協力を得て町内の地域活性化活動を支援するため、白川町ふるさと応援寄附金(以下「応援寄附金」という。)を活用した交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、白川町補助金等交付規則(平成9年白川町規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者は、町内で地域活性化、まちづくり及び社会貢献的な活動を行う本町に事業所又は活動拠点を有する団体(法人格を有する団体を除く。)又はNPO法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としなない。

- (1) 町税及びこれに準ずる納付金の滞納があるとき。
- (2) 宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行うとき又は公益を害するおそれのあるとき。
- (3) 白川町暴力団排除条例(平成24年白川町条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者が、団体活動に関与しているとき。

(対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当し、事業実施後の成果が確認できる事業とする。

- (1) 白川町第6次総合計画の基本目標及び基本施策に該当する事業
- (2) 町の施策と共同又は連携が可能な事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としなない。

- (1) 団体の構成員のみを対象とする事業
- (2) 営利を目的として取り組む事業
- (3) 事業費の総額が30万円に満たない事業

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適切でないと認める事業

(事業の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、応援寄附金の目標額及び募集期限を定めて、ふるさと応援寄附金活用事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、次に掲げる状況となった場合の応援寄附金の使途について、美濃白川ふるさと応援寄附金推進事業実施要綱(平成27年訓令甲第21号)第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事業の中からあらかじめ選択するものとする。

- (1) 事業の実施を取りやめる場合
- (2) 応援寄附金が目標額を超え余剰金が出た場合

3 認定申請書の提出期限は、事業を開始する月の2月前までとする。

(対象経費及び目標額)

第5条 補助対象経費は、事業の実施に係る総事業費とする。ただし、当該事業に対して他の助成を受けている場合は、交付対象経費から当該助成費を除いた額を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 団体の維持運営に係る経費(補助対象事業と明確に区分ができない経費を含む。)
- (2) 前条第1項に基づく申請をした日の前に執行した事業に係る経費
- (3) 団体の構成員に対する食糧費及び謝礼
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める経費

3 目標額は、補助対象経費の6分の10を乗じた額とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

(対象事業の決定及び通知)

第6条 町長は、認定申請書を審査の上、補助対象事業の認定の可否を決定し、ふるさと応援寄附金活用事業認定・不認定通知書(様式第2号。以下「事業認定等通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(対象事業内容の変更)

第7条 事業認定等通知書を受理した申請者のうち当該事業が対象事業と認定された者(以

下「認定事業者」という。)は、認定申請書に記載した事業内容を変更しようとするときは、ふるさと応援寄附金活用事業変更申請書(様式第3号。以下「事業変更申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、事業変更申請書を審査の上、変更後の事業内容が対象事業の趣旨が変わる等、寄附をしようとする意思決定に影響を及ぼすと認められるときは、認定事業者に事業変更申請書の内容を修正させることができる。

(対象事業の周知)

第8条 町長は、補助対象事業として認定した事業について、応援寄附金の使途及び目標額を町のホームページその他町長が適当と認める媒体へ掲載し、当該事業への賛同を求めるものとする。

- 2 町長は、前項で規定する掲載の際、第4条第2項各号に掲げる状況となり応援寄附金の使途が変わる場合があることについても周知するものとする。
- 3 掲載の期間は、当該事業への寄附額が目標額に達したときまでとし、最長で1年とする。

(交付金の額等)

第9条 交付金の額は、目標額又は事業に賛同する者からの応援寄附金の寄附額のうち、いずれか少ない額に10分の6を乗じた額とする。ただし、交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 同一の団体への交付金の交付は、年度内1回を限度とし、通算して5回に限る。

(交付金額の通知)

第10条 町長は、認定事業者への交付金の額が確定したとき又は募集期限に達したときは、ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付可能額通知書(様式第4号。以下「交付可能額通知書」という。)により通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 交付可能額通知書を受理した認定事業者は、速やかにふるさと応援寄附金活用事業交付金交付申請書(様式第5号。以下「交付申請書」という。)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) その他町長が必要と認める書類

- 2 認定事業者は、交付申請をしないときは、その理由を付して書面により申し出なければならない。

(交付の決定及び通知)

第12条 町長は、交付申請書を審査の上、交付金の交付額を決定し、ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付決定通知書(様式第6号。以下「交付決定通知書」という。)により認定事業者に通知するものとする。

(交付決定前の事前着手)

第13条 認定事業者は、交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、ふるさと応援寄附金活用事業事前着手申請書(様式第7号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、ふるさと応援寄附金活用事業事前着手承認・不承認通知書(様式第8号)により認定事業者に通知するものとする。

(補助要件を満たさない場合の措置)

第14条 認定事業者は、交付決定を受けた事業が補助要件を満たさなくなったときは、直ちに、ふるさと応援寄附金活用事業交付金取下げ申出書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定及び交付金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により交付金の交付を受けたとき。

(3) 事業を実施しない又は事業の要件を満たさないとき。

(4) その他町長が必要と認めたとき。

2 前条第2項及び前項の規定により、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、ふるさと応援寄附金活用事業交付金取消し通知書(様式第10号)により、認定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 認定事業者は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過する日までに、ふるさと応援寄附金活用事業実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書及び請求明細書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付金の交付請求)

第17条 認定事業者は、実績報告書の提出とあわせてふるさと応援寄附金活用事業交付金交付請求書(様式第12号)を提出するものとする。

2 交付金は、原則として精算払いとする。ただし、町長が必要と認めたときは、概算払いができるものとする。

(交付金の額の確定)

第18条 町長は、第16条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付額確定通知書(様式第13号)により、認定事業者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第19条 町長は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、ふるさと応援寄附金活用事業交付金返還命令書(様式第14号)により、認定事業者に交付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令甲第16号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令甲第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の様式(事項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

附 則(令和4年6月27日訓令甲第33号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業認定申請書

白川町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

ふるさと応援寄附金活用事業の認定を受けたいので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業概要	
事業費	円 ※300,000円以上とすること。
うち助成金等	円
うち補助対象経費	円
ふるさと応援寄附金の目標額	円 ※補助対象経費×10/6（千円未満切上げ）
ふるさと応援寄附金を募集する期限	年 月 日
事業の実施を取りやめる場合及びふるさと応援寄附金が目標額以上に集まり余剰金が出た場合は、次の事業に充当してください。 ※一つ選ぶ	
<input type="checkbox"/> 豊かな心と人を育てるまちづくり事業	
<input type="checkbox"/> 安心していきいきと暮らせるまちづくり事業	
<input type="checkbox"/> 豊かな自然と文化を守るまちづくり事業	
<input type="checkbox"/> 活力あふれる元気なまちづくり事業	

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業のPR文及び画像（ホームページ等に掲載する内容）の案
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

申請者

様

白川町長 印

ふるさと応援寄附金活用事業認定・不認定通知書

年 月 日付で申請のあったふるさと応援寄附金活用事業認定について、その内容を審査したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり通知します。

審査結果

1. 認定します。 認定番号 第 号
目標額 円

- ・対象となる事業は、申請のあったふるさと応援寄附金活用事業認定申請書に記載されているとおりとする。
- ・ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付可能額通知書（様式第4号）で交付金の交付可能額の通知を受けたら、速やかにふるさと応援寄附金活用事業交付金交付申請書（様式第5号）により申請手続きを行うこと。
- ・申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- ・この認定は、交付金交付を担保するものではないこと。

2. 認定しません。

- ・認定しない理由

[]

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業変更申請書

白川町長 様

認定事業者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号でふるさと応援寄附金活用事業の認定を受けた事業の事業内容を変更したいので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業名		
変更内容	変更後	変更前
事業概要		
事業費	円	円
うち助成金等	円	円
うち補助対象経費	円	円
ふるさと応援寄附金の目標額	円	円
ふるさと応援寄附金を募集する期限	年 月 日	年 月 日

添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

認定事業者

様

白川町長 印

ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付可能額通知書

年 月 日付け 第 号で認定したふるさと応援寄附金活用事業の交付金交付可能額について、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

1. 事 業 名
2. 目 標 額 円
3. 寄 附 額 円
4. 交 付 金 交 付 可 能 額 円
(目標額と寄附額のいずれか少ない額に10分の6を乗じた額とし、千円未満は切り捨てる。)

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付申請書

白川町長 様

認定事業者 住所
団体名
代表者氏名

白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金を受けたいので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

なお、町税及びこれに準ずる納付金の納入状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

交付申請額	円
事業認定日等	年 月 日 第 号
事業名	
事業概要	

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

認定事業者

様

白川町長 印

ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金については、次のとおり決定したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第12条の規定により通知します。

1. 事業名

2. 交付決定額 円

3. 交付の条件

- (1) 白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第14条又は第15条に該当するときは、既に交付した交付金の全部又は一部を返還すること。
- (2) 町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
- (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは速やかに届け出ること。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業事前着手申請書

白川町長 様

認定事業者

住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで申請した白川町ふるさと応援寄附金活用事業については、次の理由により、交付決定前に着手したいので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

理由

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

申請者

様

白川町長

印

ふるさと応援寄附金活用事業事前着手承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと応援寄附金活用事業の事前着手について、その内容を審査したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり通知します。

審査結果 事業名（ ）

1. 承認します。

- ・この承認を受けて交付金の交付決定前に着手する者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で着手するものとする。

2. 承認しません。

- ・承認しない理由

[]

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業交付金取下げ申出書

白川町長 様

認定事業者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった白川町ふるさと応援寄附金活用事業については、次の理由により、取り下げたいので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第14条第1項の規定により申出します。

理由

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

認定事業者

様

白川町長

印

ふるさと応援寄附金活用事業交付金取消し通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金について、次のとおり交付決定を取り消したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

1. 事業名
2. 交付決定額 円
3. 取消し額 円
4. 取消し後の交付決定額 円
5. 取消しの理由

様式第11号（第16条関係）

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業実績報告書

白川町長 様

認定事業者 住所
団体名
代表者氏名

ふるさと応援寄附金活用事業が完了したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 額	円
事 業 認 定 日 等	年 月 日 第 号
事 業 名	
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 概 要	

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業の実績がわかる写真
- (3) 領収書及び請求明細書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第12号(第17条関係)

年 月 日

ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付請求書

白川町長 様

認定事業者 住所
団体名
代表者氏名

白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第17条の規定により、次のとおり交付金の交付を請求します。

請求金額	金	円也
請求区分	精算払い ・ 概算払い	
交付決定額 (交付済み額)	(円) 円)
事業認定日等	年 月 日	第 号
事業名		
振込先情報	金融機関名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義	フリガナ

様式第13号（第18条関係）

年 月 日

認定事業者

様

白川町長

印

ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金について、審査の結果交付額を確定したので、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第18条の規定により、次のとおり通知します。

1. 事業名

2. 確定額

円

様式第14号（第19条関係）

年 月 日

認定事業者

様

白川町長 印

ふるさと応援寄附金活用事業交付金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定した白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金について、白川町ふるさと応援寄附金活用事業交付金交付要綱第19条の規定により交付金の返還を命じます。

1. 事業名

2. 交付金返還額 円

3. 返還期限 年 月 日

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第14条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号(第16条関係)

様式第12号(第17条関係)

様式第13号(第18条関係)

様式第14号(第19条関係)